

平成30年度

山陽小野田市防災会議

平成30年5月10日（木） 13時30分～

山陽小野田市役所 3階大会議室

会 議 次 第

日 時 平成30年5月10日（木）

13時30分～

場 所 山陽小野田市役所3階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

○ 審議事項

山陽小野田市地域防災計画の修正について	頁
1 関係法令の改正に伴う修正	1
2 山口県地域防災計画の改訂に伴う修正	2
3 市の機構改革に伴う修正	3
4 山陽小野田市災害時受援計画策定に伴う修正	6
5 気象庁警報・注意報発表基準の見直しに伴う修正	7

○ その他

報告事項

1 防災会議委員の追加について	8
2 平成29年度山陽小野田市総合防災訓練の結果について	9
3 災害協定の締結状況について	10

4 閉 会

[配布資料]

- ・ 山陽小野田市防災会議出席者名簿 及び 山陽小野田市防災会議座席表
- ・ 平成30年度山陽小野田市防災会議 …本資料
- ・ 山陽小野田市地域防災計画新旧対照表（案） …別添1

[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

1 関係法令の改正等に伴う修正

関係法令の改正等に伴い、所要の修正を行う。

(1) 水防法改正に伴う修正

①想定し得る最大規模の降雨等への対応

(第3編第5章「水防計画」)

【経緯】

水防法の改正（平成27年7月）

【防災計画の修正内容】

想定し得る最大規模の降雨・高潮に対する浸水想定区域の指定等について反映

②浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等への対応

(第2編第9章「避難予防対策」)

【経緯】

水防法の改正（平成29年6月）

【防災計画の修正内容】

要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画を作成し、その計画に基づく避難訓練を実施することについて規定（法改正に伴い義務化）

(2) 土砂災害防止法改正に伴う修正

①土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設等への対応

(第2編第9章「避難予防対策」)

【経緯】

土砂災害防止法の改正（平成29年6月）

【防災計画の修正内容】

要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画を作成し、その計画に基づく避難訓練を実施することについて規定（法改正に伴い義務化）

[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

2 山口県地域防災計画の改訂に伴う修正

山口県地域防災計画との整合性を図るため、所要の修正を行う。

(1) 熊本地震を踏まえた防災対策の強化に基づく修正

① 県の災害時広域受援計画策定に伴うもの

(第4編第4章「緊急輸送計画」)

【経緯】

県が平成28年度に広域受援計画を策定したことによる

【防災計画の修正内容】

災害状況により、輸送拠点が確保できない場合は、市外に輸送拠点を確保する対応を追加

② 県総合防災情報システム強化に伴うもの

(第4編第6章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」)

【経緯】

支援物資に係る避難者のニーズ把握や、在庫、輸送状況の把握ができず、必要な物資が迅速、円滑に避難者に届かなかったことによる

【防災計画の修正内容】

物資の不足状況、入出荷の管理にあたり、総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用する旨を追加

③ エコノミークラス症候群等の予防対策

(第4編第1章「救助・救急、医療等活動計画」)

【経緯】

車中泊などに起因するエコノミークラス症候群が避難者に発生したことによる

【防災計画の修正内容】

避難者（避難所外も含む）に対する健康管理活動として、エコノミークラス症候群及び熱中症の予防対策を追加

④ 被災者の住まい確保に関する対策

(第4編第8章「応急住宅計画」ほか)

【経緯】

応急仮設住宅建設候補地の選定不足、仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理を行う建設事業者の不足により避難生活が長期化したことによる

【防災計画の修正】

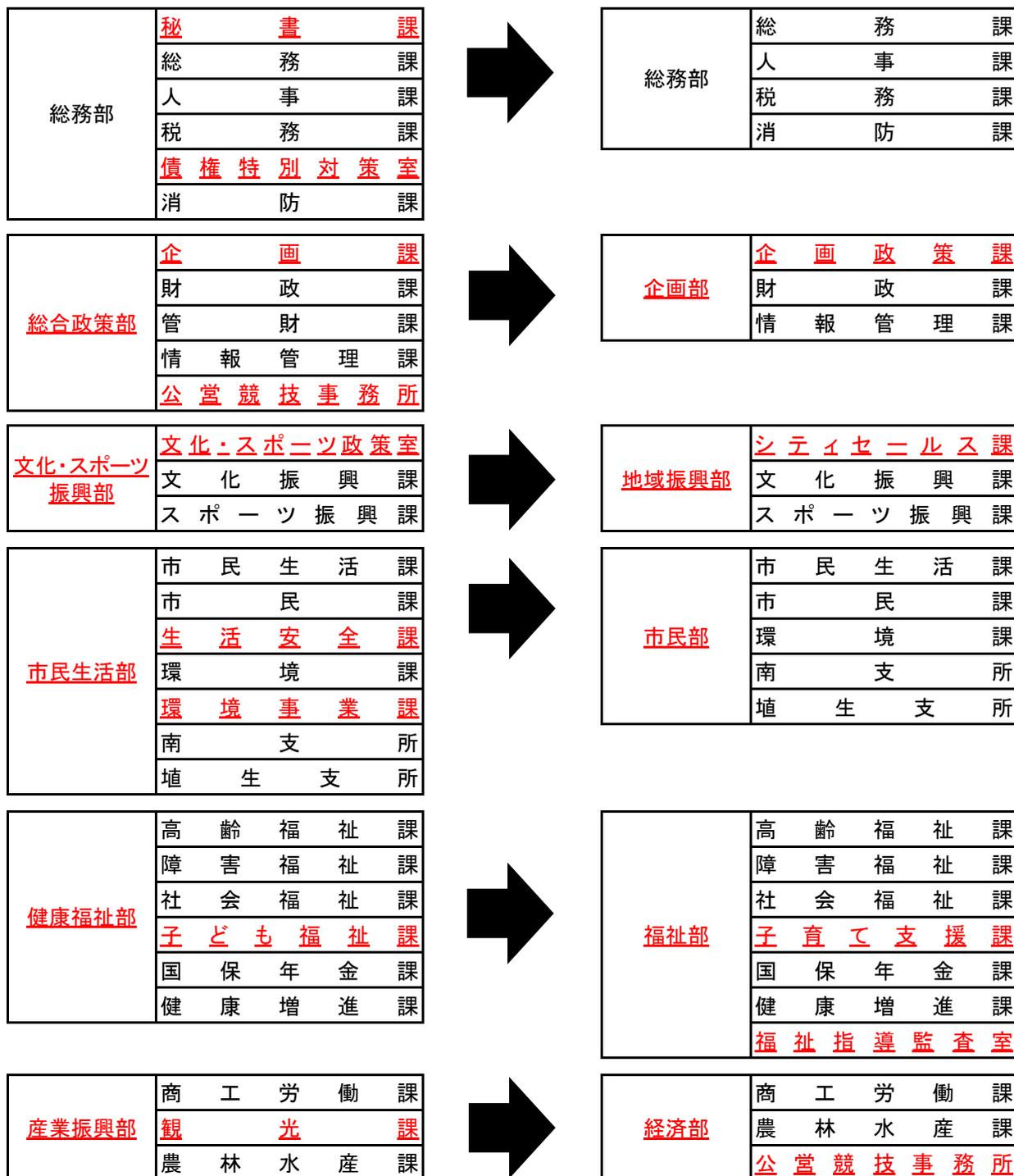
県が締結した関係団体との協定を反映させるとともに、「①公的住宅、②建設型応急仮設住宅、③借上型応急仮設住宅、④住宅の応急修理」を応急住宅計画に位置づけ

[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

3 機構改革に伴う修正

平成30年4月に行われた市の機構改革等に伴い、所要の修正を行う。

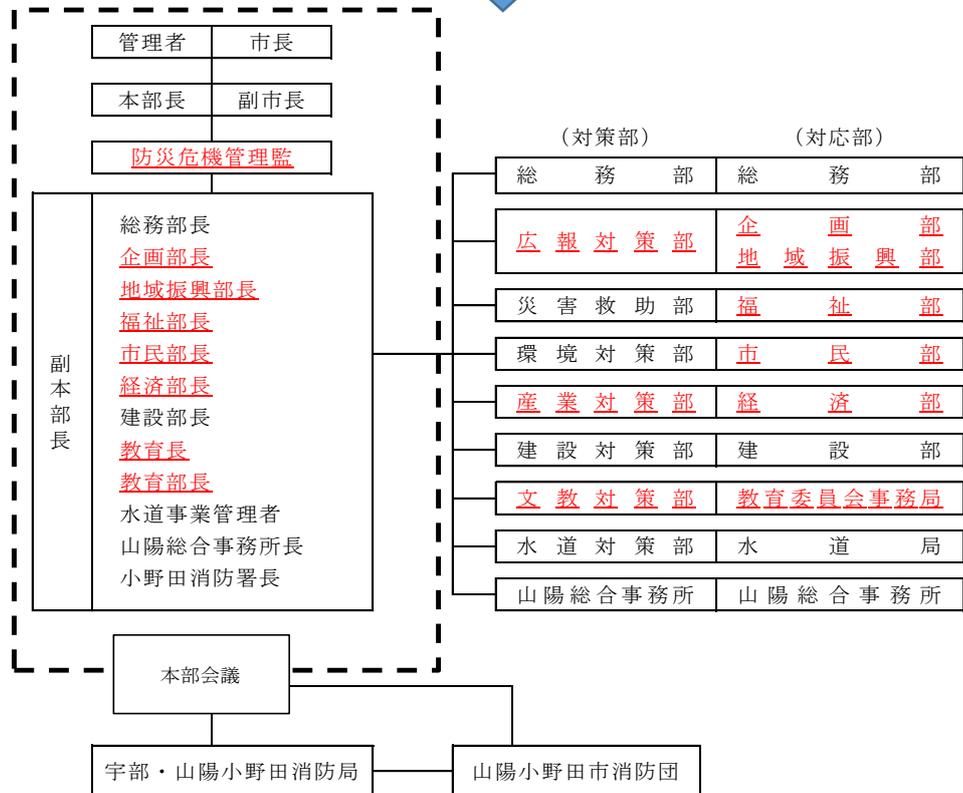
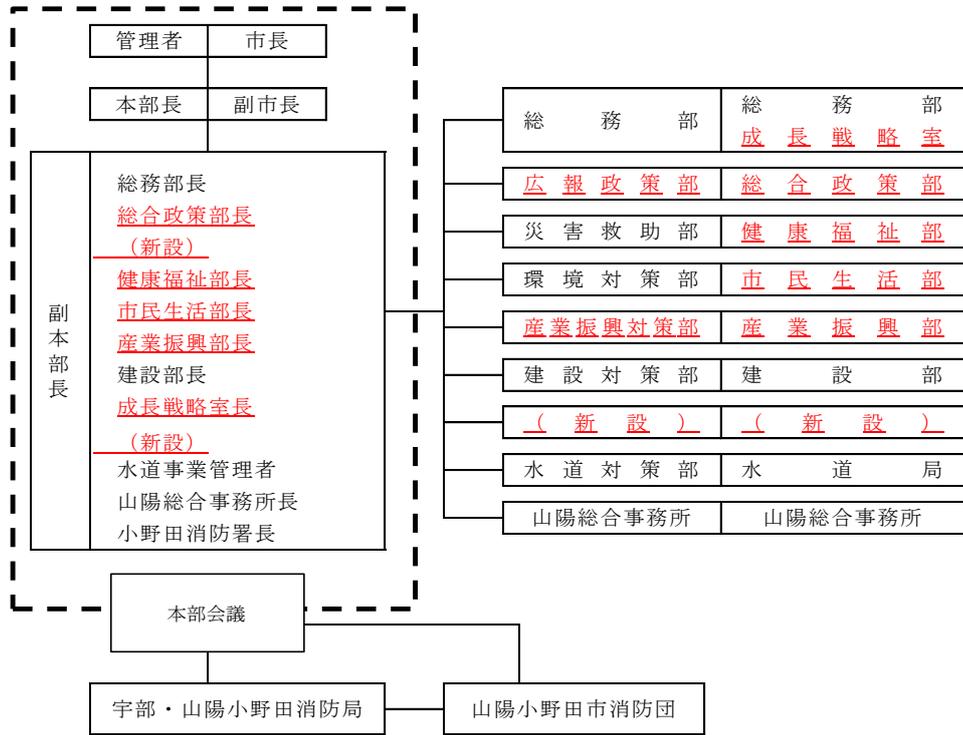
(1) 市の機構改革に伴う修正



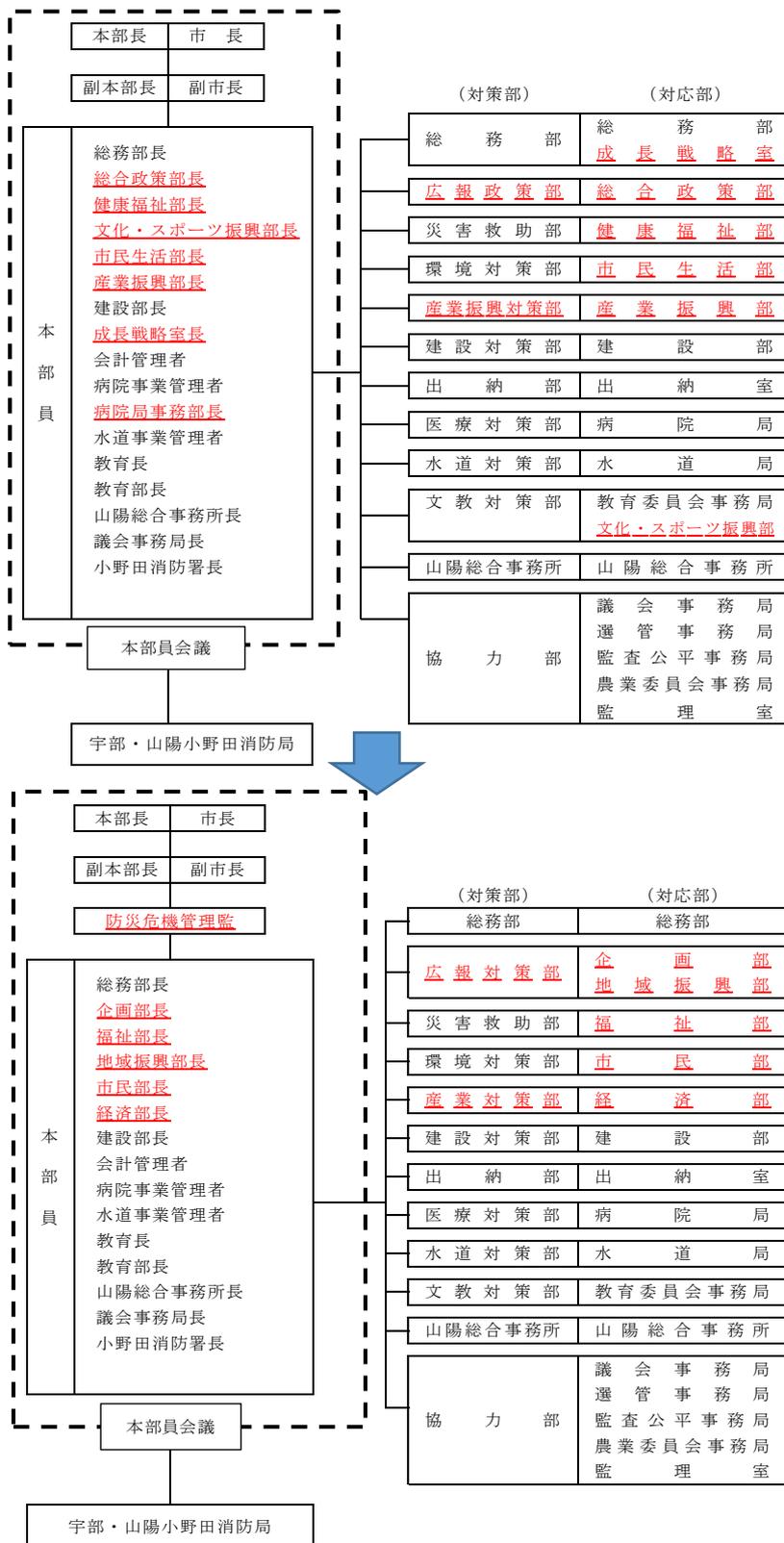
① 災害対策本部体制等の見直し

(第3編第1章「応急活動計画」ほか)

ア 水防本部体制



イ 災害対策本部体制及び復旧対策本部



② 所掌事務の見直し

(第3編第1章「応急活動計画」ほか)

【防災計画の修正内容】

市の機構改革に伴い、災害対策本部設置時等の所掌事務について見直しを行った。

[審議事項] 山陽小野田市地域防災計画の修正について

4 山陽小野田市災害時受援計画策定に伴う修正

【経緯】

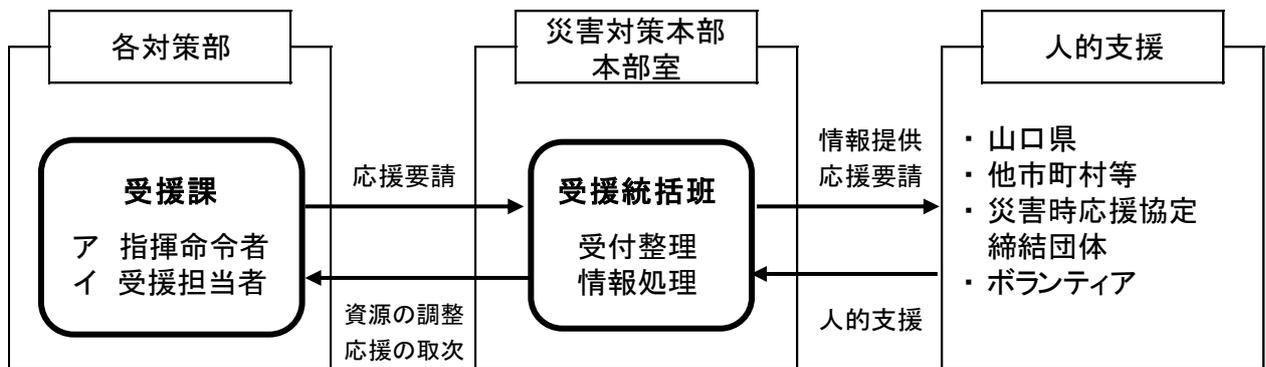
熊本地震では、受援体制が整備されていなかったことにより、災害対策本部が混乱し、県外などからの人的・物的支援をスムーズに受入れることができなかった。このため、山口県が平成28年度に「広域受援計画」を策定し、本市でも平成30年4月に「山陽小野田市災害時受援計画」を策定した。

【防災計画の修正内容】

① 人的支援受入体制の整備

(第3編第1章「応急活動計画」ほか)

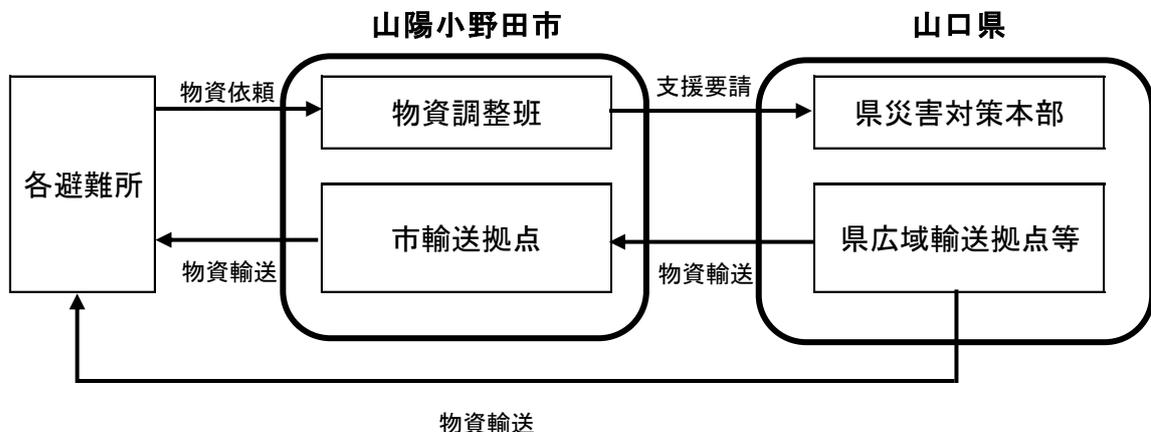
災害対策本部本部室に「受援統括班（人事課）」を設置し、受援に関する全体調整、応援要請の取りまとめ、行政機関等への応援要請、市全体の受援状況の取りまとめ等を行う。



② 物的支援受入体制の整備

(第3編第1章「応急活動計画」ほか)

災害対策本部本部室に「物資調整班（商工労働課）」を設置し、物資受入れに関する全体調整、行政機関等への応援要請、市全体の支援物資等の状況の取りまとめ等を行う。



[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

5 気象庁警報・注意報発表基準の見直しに伴う修正

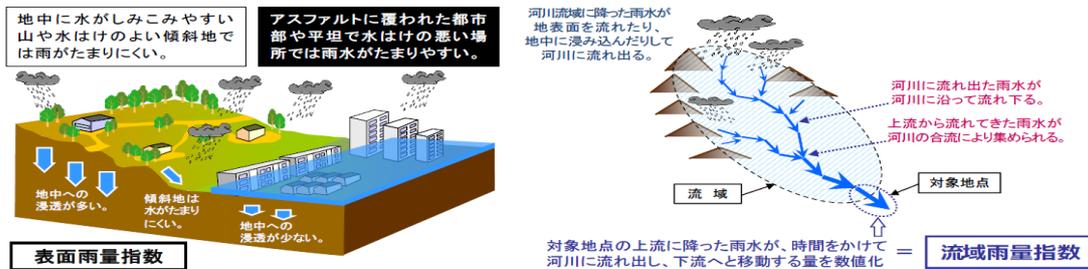
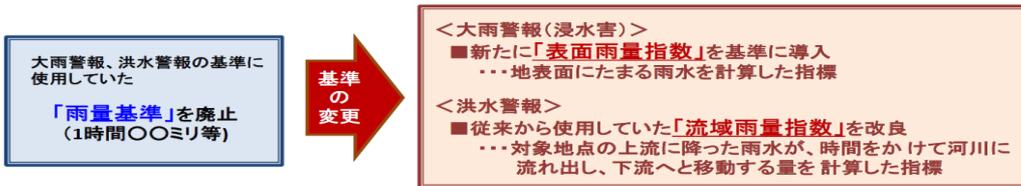
大雨警報（浸水害）、洪水警報の発表基準に新たな「指数」を導入

(第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」)

【経緯】

近年、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化していることを踏まえ、気象庁が平成29年7月から運用開始した。

大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の改善



【防災計画の修正内容】

種類	基準	種類	基準
大雨 注意報	大雨によって災害が 起こるおそれがある と予想される場合	大雨 警報	大雨によって重大な災 害が起こるおそれがあ ると予想される場合
洪水 注意報	洪水によって災害が 起こるおそれがある と予想される場合	洪水 警報	洪水によって重大な災 害が起こるおそれがあ ると予想される場合
	1時間雨量 40mm 土壌雨量指数基準111以上と予想 される場合		1時間雨量 60mm 土壌雨量指数基準131以上と予想さ れる場合
	流域雨量指数 厚狭川流域 13以上 有帆川流域 13以上 雨量基準については上記のとおり		流域雨量指数 厚狭川流域 25以上 有帆川流域 26以上 雨量基準については上記のとおり

種類	基準
警報	大雨 (浸水害) 表面雨量指数 28以上
	大雨 (土砂災害) 土壌雨量指数 131以上
注意報	洪水 流域雨量指数 厚狭川流域=32.5以上、有帆川流域=15.3以上、前場川流域=8.9以上
	洪水 複合基準 ^{※1} 厚狭川流域= (8、29.2) 以上、有帆川流域 (14、13.7) 以上
注意報	大雨 表面雨量指数 13以上
	大雨 土壌雨量指数 111以上
注意報	洪水 流域雨量指数 厚狭川流域=26以上、有帆川流域=12.2以上、前場川流域=7.1以上
	洪水 複合基準 ^{※1} 厚狭川流域= (8、20.8) 以上、有帆川流域 (9、11.4) 以上

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

[報告]

1 防災会議委員の追加について

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、災害ボランティアの協力を必要とする。

これら、災害ボランティアの受入れ等については、市地域防災計画及び災害ボランティアセンターマニュアル（山陽小野田市社会福祉協議会）にて策定され、さらに平成29年4月には「山陽小野田市災害ボランティアセンター設置、運営等に関する協定書」の締結により迅速かつ効果的な支援の受入れが可能になっている。

しかし、熊本地震の課題等を踏まえ、更なる災害ボランティアセンターの強化、避難所の運営体制の改善、災害復旧ボランティアの迅速な受入れなど、山陽小野田市社会福祉協議会との連携が必要なため、防災会議委員（10号委員）に追加。

○社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会 会長 森田純一

※参考

1号	指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
2号	山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
3号	山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
4号	市長がその部内の職員のうちから指名する者
5号	教育長
6号	宇部・山陽小野田局消防長
7号	山陽小野田市消防団長
8号	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員及び職員のうちから市長が任命する者
9号	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
10号	その他市長が特に必要があると認めて任命する者

[報告]

2 平成29年度山陽小野田市総合防災訓練の結果について

- 1 実施日時 平成29年11月10日（金）13時30分～17時
- 2 実施場所 山陽小野田市役所 大会議室他
- 3 目的 災害対策本部、各対策部の状況判断（意思決定）、初動対応の強化及び防災関係機関との連携強化
- 4 訓練内容 菊川断層南部区間を震源とする大規模な地震を想定し、連続的に被害状況等がカードで付与されるブラインド方式の机上シミュレーション訓練を実施。

災害対策本部、各対策部及び防災関係機関の訓練参加者は、与えられた状況から最悪を想定して災害対応を検討し、また膨大な情報から必要な情報を整理し、意思決定をする訓練を実施。

- 5 訓練参加者 全101名
 - (1) 本部長 市長
 - (2) 副本部長 副市長
 - (3) 本部員 15名
 - (4) 本部員以外の市職員 66名
 - (5) 陸上自衛隊 4名
 - (6) 警察署 5名
 - (7) 消防局 6名
 - (8) 社会福祉協議会 3名

- 6 参観者21名
 - (1) 海上自衛隊 1名
 - (2) 市議会議員 13名
 - (3) 自衛隊協力本部 2名
 - (4) 建築士会小野田支部 1名
 - (5) 赤十字アマチュア無線 2名
 - (7) 消防局 2名

7 講評等

災害時においては人的被害を最小限に抑えることが最優先であり、大規模災害では、警察・消防・自衛隊を初めとした関係機関との連携が必要である。また、今回の訓練の成果である気づきをどう生かしていくか、全庁的に改善していくことが大切である。

[報告]

3 災害協定の締結状況について

大規模・広範囲の災害が発生した場合、行政職員の対応能力を上回る業務が発生することが想定される。

このような事態に対応するため、当市では平成30年3月31日現在で、累計40件の災害支援協定を締結している。特に平成29年度は、新たに11件の事業所、関係団体と協定を締結させていただき、連携体制の強化を図ることができた。

今年度も、大規模災害等が発生した場合に、迅速かつ的確な災害対応を行うと共に、市民生活の早期安定化を図るため、様々な分野と連携して防災対策の強化に努める。

※ 平成29年度 災害支援協定締結状況

協定の名称	協定の締結先	協定の締結年月日
避難場所の開設に係る覚書	社会福祉法人さわやか会	平成29年4月1日
災害ボランティアセンター設置、運営等に関する協定書	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会	平成29年4月19日
災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書	中国電力株式会社	平成29年8月1日
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	セツカートン株式会社	平成29年9月1日
災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	平成29年9月1日
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成29年11月7日
大規模災害時における支援活動に関する協定書	山口県建設労働組合小野田支部	平成29年11月20日
災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ	平成30年1月22日
災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書	株式会社丸久	平成30年2月1日
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	富士商株式会社	平成30年2月7日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 山口営業所	平成30年3月14日